

医療法人社団みつわ会

利 用 料 金 表

平成30年10月1日

〔 負担割合 2 割 〕

老人保健施設のぞみの園
サテライト老健のぞみ
サテライト老健ちわら
グループホーム ひだまりの家
有料老人ホーム サニーハウス茅原
有料老人ホーム みつわ荘
有料老人ホーム 共栄荘
有料老人ホーム あじさいの家
のぞみの園訪問介護サービス/安らぎケアちわら
訪問リハビリテーションのぞみ/訪問リハビリテーションちわら
茅原クリニック

「 * 」印がある金額は内税表記、印がない金額は非課税

①のぞみの園・入所 [超強化型]

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,636	1,784	1,908	2,020	2,130
居住費	370				
食費	1,380				
その他基本費用	434				
日額	3,820	3,968	4,092	4,204	4,314
月額(30日)	114,660	119,100	122,820	126,180	129,480

②のぞみの園・短期入所 [超強化型]

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,316	1,626	1,746	1,894	2,018	2,130	2,240
居住費	370		370				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	406		406				
日額	3,472	3,782	3,902	4,050	4,174	4,286	4,396

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用	短期	入所		内容
	日額	日額	月額	
栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
褥瘡マネジメント	(3月に1度算定→)		20	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
夜勤職員配置	48	—	—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
在宅復帰・在宅療養支援機能	92	—	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
サービス提供体制強化(I)イ	36	—	—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
介護職員処遇改善(I)	※	—	—	※[A(施設サービス費のみ) + B + C] × 3.9% = 単位数
費用	日常生活品費	130	—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
	教養娯楽費	100	—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計	406	434	80	

③サテライト老健ちわら(多床室)・入所

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,542	1,632	1,754	1,856	1,962
居住費	370				
食費	1,380				
その他基本費用	348				
日額	3,640	3,730	3,852	3,954	4,060
月額(30日)	109,260	111,960	115,620	118,680	121,860

④サテライト老健ちわら(多床室)・短期入所

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,222	1,530	1,652	1,748	1,870	1,972	2,078
居住費	370		370				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	314		314				
日額	3,286	3,594	3,716	3,812	3,934	4,036	4,142

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用	短期	入所		内容
	日額	日額	月額	
栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
褥瘡マネジメント	(3月に1度算定→)		20	入所者の褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施しその結果に基づき計画的に管理した場合
夜勤職員配置	48		—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
認知症専門ケア加算(I)	—	6	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算1」参照
在宅復帰・在宅療養支援機能	—	0	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算1」参照
サービス提供体制強化(I)	36		—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
介護職員処遇改善(I)	※		—	※[A(施設サービス費のみ) + B + C] × 3.9% = 単位数
費用	日常生活品費	130	—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
	教養娯楽費	100	—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計	314	348	80	

⑤サテライト老健ちわら(2床室)・入所

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,542	1,638	1,760	1,862	1,968
居住費	370				
食費	1,380				
その他基本費用	648				
日額	3,940	4,036	4,158	4,260	4,366
月額(30日)	118,260	121,140	124,800	127,860	131,040

⑥サテライト老健ちわら(2床室)・短期入所

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,222	1,530	1,652	1,748	1,870	1,972	2,078
居住費	370		370				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	614		614				
日額	3,586	3,894	4,016	4,112	4,234	4,336	4,442

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用	短期	入所		内容
	日額	日額	月額	
栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
褥瘡マネジメント	(3月に1度算定→)		20	入所者の褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施しその結果に基づき計画的に管理した場合
夜勤職員配置	48		—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
認知症専門ケア加算(I)	—	6	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算1」参照
在宅復帰・在宅療養支援機能	—	0	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算1」参照
サービス提供体制強化(I)イ	36		—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
介護職員処遇改善(I)	※		—	※[A(施設サービス費のみ) + B + C] × 3.9% = 単位数
*差額室料	300		—	2床室
日常生活品費	130		—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
教養娯楽費	100		—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計	614	648	80	

⑦サテライト老健ちわら(個室)・入所〔基本型〕

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,396	1,486	1,608	1,712	1,814
居住費	1,640				
食費	1,380				
その他基本費用	1,348				
日額	5,764	5,854	5,976	6,080	6,182
月額(30日)	172,980	175,680	179,340	182,460	185,520

⑧サテライト老健ちわら(個室)・短期入所〔基本型〕

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,156	1,438	1,506	1,596	1,718	1,822	1,924
居住費	1,640		1,640				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	1,314		1,314				
日額	5,490	5,772	5,840	5,930	6,052	6,156	6,258

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用	短期	入所		内容	
	日額	日額	月額		
加算	栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
	口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
	褥瘡マネジメント	(3月に1度算定→)		20	入所者の褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施しその結果に基づき計画的に管理した場合
	夜勤職員配置	48		—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
	認知症専門ケア加算(I)	—	6	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算1」参照
	在宅復帰・在宅療養支援機能	—	0	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算1」参照
	サービス提供体制強化(I)	36		—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
	介護職員処遇改善(I)	※		—	※〔A(施設サービス費のみ)+B+C〕×3.9%=単位数
費用	*差額室料	1,000		—	個室
	日常生活品費	130		—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
	教養娯楽費	100		—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計	1,314	1,348	80		

⑨サテライト老健のぞみ・入居 [超強化型]

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,644	1,792	1,916	2,028	2,138
居住費	1,970				
食費	1,380				
その他基本費用	756				
日額	5,750	5,898	6,022	6,134	6,244
月額(30日)	172,560	177,000	180,720	184,080	187,380

⑩サテライト老健のぞみ・短期入所 [超強化型]

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,332	1,646	1,754	1,902	2,026	2,138	2,248
居住費	1,970		1,970				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	756		756				
日額	5,438	5,752	5,860	6,008	6,132	6,244	6,354

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用	短期	入所		内容
	日額	日額	月額	
栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
褥瘡マネジメント	(3月に1度算定→)		20	入所者の褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施しその結果に基づき計画的に管理した場合
夜勤職員配置	48	—	—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
在宅復帰・在宅療養支援機能Ⅱ	92	—	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算1」参照
サービス提供体制強化(Ⅰ)	36	—	—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
介護職員処遇改善(Ⅰ)	※	—	—	※[A(施設サービス費のみ) + B + C] × 3.9% = 単位数
*差額室料	350	—	—	全室個室
日常生活品費	130	—	—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
教養娯楽費	100	—	—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計	756	756	80	

B 個別的な対応による費用

(単位:円)

入所	短期	予防短期	加算	日額	内容
○	—	—	初期加算	60	入所日から30日以内の期間について加算
○	—	—	短期集中リハビリテーション	480	入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施
—	○	○	個別リハビリテーション	480	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを実施
○	—	—	認知症短期集中リハビリテーション	480	認知症を有する入所者に生活機能回復を目的とした集中リハを実施(入所日から3月以内、1週間3日)
○	—	—	療養食	12/食	医師の食事箋に基づいた特別な食事を提供※1日に3食を限度
—	○	○		16/食	
○	—	—	経口移行	56	経管で食事摂取している入所者に対して、経口摂取を進めるための栄養管理を実施
○	—	—	経口維持(Ⅰ)	800/月	経口により食事摂取をしており、摂取機能障害があり誤嚥が認められる入所者に対し、栄養管理するための食事観察及び会議を行い継続的な経口摂取維持のための特別な管理を実施
○	—	—	経口維持(Ⅱ)	200/月	
○	—	—	再入所時栄養連携	800	入所者が入院し大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が医療機関での食事指導に同席し栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合
○	—	—	低栄養リスク改善	600/月	低栄養リスクが高い入所者に対し他職種協働で計画を作成し栄養状態、嗜好等をふまえた食事・栄養調整を行った場合
○	—	—	口腔衛生管理	180/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上提供
○	—	—	入所前後訪問指導(Ⅰ)	900	退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び、診療方針を決定する場合(入所予定日前30日以内又は入所後7日以内)
○	—	—	入所前後訪問指導(Ⅱ)	960	入所前後訪問指導(Ⅰ)をするにあたり更に、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係わる支援計画を策定した場合(入所予定日前30日以内又は入所後7日以内)
○	—	—	試行的退所時指導	800	退所後居宅にて療養を継続する場合、退所時に入所者やその家族に対し療養上の指導を行う又は、試行的に退所させる場合において療養上の指導を行う場合
○	—	—	退所時情報提供	1000	退所後の主治医に診療状況を示す文書を添えて紹介、また入所者の処遇に必要な情報を提供
○	—	—	退所前連携	1000	退所後の居宅介護支援事業所に対し情報提供等の必要な情報を提供
○	—	—	認知症情報提供	700	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した利用者に対し、本人又は家族の同意を得た上で、利用者の診療状況を示す文書を添えて、厚生労働大臣が定める機関に当該入所者の紹介を行う場合
○	—	—	地域連携診療計画情報提供	600	医科診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院し入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づき、入所者の治療等を行うと共に、入所者の同意を得た上で、退院した月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に入所者の診療情報を提供した場合
○	—	—	訪問看護指示	600	退所時、医師から訪問看護が必要と認められ、医師により訪問看護ステーション等に訪問看護指示書を交付した場合
○	—	—	外泊時費用	724	2泊3日以上の外泊をした場合(連泊は6日間・月1回)
○	—	—	在宅サービスを利用した時の費用	1600	外泊時に介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合
○	○	○	若年性認知症患者受入	240	若年性認知症患者入所者に対して個別に担当者を定め、施設サービスを提供
○	—	—	かかりつけ医連携薬剤調整加算	250	多剤投薬入所者の処方方針を医師とかかりつけ医が事前合意し減薬に取り組んだ場合
○	○	○	認知症行動・心理症状緊急対応	400	医師により認知症の行動・心理症状があり在宅での生活が困難と判断された利用者に対し、緊急で受入れを実施(入所～7日)
○	—	—	緊急短期入所受入	180	居宅サービス計画にない短期入所を利用者の状態や家族事情で緊急受入した場合(7日)
○	—	—	排せつ支援加算	200/月	排泄障害等のため排泄に介護を要する入所者に対し多職種協働で支援計画を作成し支援した場合
—	○	○	送迎(片道)	184	送迎を行う場合
○	○	○	特定治療	診療点数×20円	リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療を行った場合
○	○	○	緊急時治療管理	1022	利用者の病状が著しく変化し、緊急的な医療管理を行う場合
○	—	—	所定疾患施設療養費Ⅰ	470	肺炎・尿路感染症・带状疱疹の入所者に、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
○	—	—	所定疾患施設療養費Ⅱ	950	肺炎・尿路感染症・带状疱疹の入所者に、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
—	○	—	重度療養管理	240	喀痰吸引、経管栄養、褥瘡の治療等を計画的医学管理のもと、継続して実施した場合。
○	—	—	ターミナルケア①	320	死亡日以前4日～30日
○	—	—	ターミナルケア②	1640	死亡日前日及び前々日
○	—	—	ターミナルケア③	3300	死亡日

C 施設状況に応じ算定となる加算 1

のぞみの園			サテライト老健のぞみ			サテライト老健ちわら			加算	日額	内容
入所	短期	予防短期	入所	短期	予防短期	入所	短期	予防短期			
×	—	—	×	—	—	○	—	—	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	6	認知症の専門的な研修を終了した職員を一定以上配置し、認知症を抱える入所者に対し適切な認知症ケアを提供
×	—	—	×	—	—	×	—	—	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	8	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス提供体制強化(Ⅰ)イ	36	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上

D 施設状況に応じ算定となる加算 2

介護職員処遇改善(Ⅰ)	×3.9%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる 〔A(施設サービス費のみ)+B+C〕×3.9%=単位数を加算
-------------	-------	---

E 実費

洗濯料金	理髪料	カットのみ・顔そりのみ	*電化製品持込	食事キャンセル料
実費(外部委託)	2,000	1,500	51 /日	前日の17時以降から当日までに、外出・外泊・家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1日もしくは実費分のキャンセル料をご請求させていただきます。

①・③・⑤・⑦・⑨ 入所の1月分利用料 = A + B + C + E

②・④・⑥・⑧・⑩ 短期入所の利用料 = A×利用日数 + B + C + E

⑪のぞみの園・通所

A 基本費用 (単位:円)

通所リハビリテーション	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	リハビリ提供体制
1時間 ~ 2時間	658	716	776	834	896	
2時間 ~ 3時間	686	796	910	1,020	1,132	
3時間 ~ 4時間	888	1,040	1,192	1,386	1,578	24
4時間 ~ 5時間	1,016	1,190	1,362	1,582	1,800	32
5時間 ~ 6時間	1,152	1,376	1,598	1,860	2,120	40
6時間 ~ 7時間	1,334	1,594	1,848	2,152	2,450	48
7時間 ~ 8時間	1,424	1,698	1,976	2,302	2,620	56
8時間 ~ 9時間	1,524	1,798	2,076	2,402	2,720	56
9時間 ~ 10時間	1,624	1,898	2,176	2,502	2,820	56
10時間 ~ 11時間	1,724	1,998	2,276	2,602	2,920	56

通所介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2時間 ~ 3時間	532	610	690	767	847
3時間 ~ 4時間	724	830	940	1,044	1,152
4時間 ~ 5時間	760	872	986	1,096	1,210
5時間 ~ 6時間	1,116	1,320	1,522	1,726	1,928
6時間 ~ 7時間	1,144	1,352	1,560	1,768	1,976
7時間 ~ 8時間	1,290	1,522	1,766	2,006	2,248
8時間 ~ 9時間	1,312	1,550	1,796	2,042	2,288
9時間 ~ 10時間	1,412	1,650	1,896	2,142	2,388
10時間 ~ 11時間	1,512	1,750	1,996	2,242	2,488
11時間 ~ 12時間	1,612	1,850	2,096	2,342	2,588

介護予防通所リハビリテーション	要支援 1	要支援 2
月 額	3,424	7,230

※通所リハビリテーション・通所介護共通(予防除く)
送迎を行わない場合は、片道につき94円基本料金から引いた
料金となります。

※サテライト老健のぞみ、サテライト老健ちわらも同じ料金になります。

⑫サテライト老健のぞみ/サテライト老健ちわら・通所

通所リハビリテーション	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	リハビリ提供体制
1時間 ~ 2時間	658	716	776	834	896	
2時間 ~ 3時間	686	796	910	1,020	1,132	
3時間 ~ 4時間	888	1,040	1,192	1,386	1,578	24
4時間 ~ 5時間	1,016	1,190	1,362	1,582	1,800	32
5時間 ~ 6時間	1,152	1,376	1,598	1,860	2,120	40
6時間 ~ 7時間	1,334	1,594	1,848	2,152	2,450	48
6時間 ~ 8時間	1,424	1,698	1,976	2,302	2,620	56
8時間 ~ 9時間	1,524	1,798	2,076	2,402	2,720	56
9時間 ~ 10時間	1,624	1,898	2,176	2,502	2,820	56
10時間 ~ 11時間	1,724	1,998	2,276	2,602	2,920	56

B 施設状況に応じ算定となる加算 1

のぞみの園	サテライト老健				加算	日 額 (予防は月額)	内 容
	のぞみ		ちわら				
通り	通介	予防	通り	予防	通り	予防	
○	—	—	×	—	×	—	中重度者ケア体制
—	○	—	—	—	—	—	
○	—	—	○	—	○	—	理学療法士等体制強化
○	○	—	○	—	○	—	サービス提供体制強化(I)イ
—	—	○	—	○	—	○	サービス提供体制強化(I)イ
							要支援1
							要支援2

C 施設状況に応じ算定となる加算 2

のぞみの園	サテライト老健のぞみ				加算	加算率	内 容
	サテライト老健ちわら						
通り	通介	予防	通り	予防			
○	—	○	○	○		× 4.7%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる (A+B+D)×加算率=単位数を加算
—	○	—	—	—		× 5.9%	

D 個別的な対応による加算

(単位:円)

のぞみの園	サテライト老健		加算	日額	内容	
	のぞみ	ちわら				
通り	通介	通り	通り			
○	○	○	○	入浴介助	100	入浴介助を行う
○	○	○	○	栄養改善	300	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、栄養管理を提供(3月以内に1月2回)
○	○	○	○	栄養スクリーニング	10	栄養状態について6カ月ごとに確認を行い、その情報を介護支援専門員と共有した場合
○	○	○	○	口腔機能向上	300	口腔機能低下又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能の向上を目的としたサービス(口腔清掃、摂取、嚥下機能に関する訓練の指導又は実施)を提供(3月以内に1月2回)
○	—	○	○	短期集中リハビリテーション	220	退院(所)日又は認定日から数えて3月以内の期間に集中的に個別のリハビリテーションを実施
—	○	—	—	個別機能訓練(Ⅰ)	92	多職種が共同し個別機能訓練計画(居宅を訪問3月に1回)を作成し、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の機能訓練が設定され、計画に基づき機能訓練を実施
—	○	—	—	個別機能訓練(Ⅱ)	112	多職種が共同し生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画(居宅を訪問3月に1回)を作成し、その計画に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に実施
—	○	—	—	ADL維持等(Ⅰ)	6/月	一定期間内に利用した方の日常生活動作の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合
—	○	—	—	ADL維持等(Ⅱ)	12/月	
—	○	—	—	生活機能向上連携加算	400/月 200/月※	訪問リハ・通所リハ事業所の専門職が共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成し、進捗状況を3月に1度評価。 ※個別機能訓練加算を算定している場合
—	○	—	—	認知症加算	120	中重度(要介護3・4・5)の方を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも多く配置(日常生活自立度Ⅲ以上の方対象)
○	—	○	○	重度療養管理	200	要介護3・4・5であり、厚生労働大臣が定める状態(経管栄養等)である者に対して、医学的管理のもと通所リハビリテーションを実施
○	○	○	○	若年性認知症利用者受入	120	若年性認知症利用者に対して適切なサービスを提供
○	—	○	○	生活行為向上 リハビリテーション	4,000/月 2,000/月	開始月から起算して3月以内 開始月から3月超6月以内 生活行為の充実を図るための内容をリハビリテーション実施計画に定め、利用者の有する能力の向上を支援した場合
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅰ)	660/月	リハビリテーション実施計画を作成し、進捗状況を定期的に評価し必要に応じて当該計画を見直しを実施
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅱ)	1700/月	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し利用者を対象としたリハビリテーション会議を定期的に開催
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅲ)	1060/月	
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅳ)	2,240/月	
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅴ)	1,600/月	
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅵ)	2,440/月	同意月から起算して6月以内
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅶ)	1,800/月	同意月から起算して6月超

のぞみの園	サテライト老健		加算	月額	内容
	のぞみ	ちわら			
予防	予防	予防			
○	○	○	若年性認知症利用者受入	480	若年性認知症利用者に対して適切なサービスを提供
○	○	○	リハビリテーションマネジメント	660	3月ごとにリハビリテーション計画を更新する
○	○	○	生活行為向上リハビリテーション	1,800	利用開始日から3月以内
○	○	○	生活行為向上リハビリテーション	900	利用開始日から3月超6月以内
○	○	○	栄養スクリーニング	10	6カ月毎に栄養状態を確認し介護支援専門員と情報を共有
○	○	○	① 栄養改善	300	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、栄養管理を実施
○	○	○	② 口腔機能向上	300	口腔機能低下又はその恐れのある利用者に対し、口腔機能の向上を目的としたサービス提供(口腔清掃、摂取、嚥下機能に関する訓練の指導又は実施)
○	○	○	③ 運動器機能向上	450	運動器機能向上を目的として個別的にリハビリテーションを実施
○	○	○	選択的サービス複数実施(Ⅰ)	960	①②③の内、いずれか2つ実施
○	○	○	選択的サービス複数実施(Ⅱ)	1,400	①②③の全てを実施

・通り：通所リハビリテーション

・通介：通所介護

・予防：介護予防通所リハビリテーション

E その他

食費	600	昼食(おやつ含)
日常生活品費	50	石鹸・シャンプーなどの日用品
教養娯楽費	30	レクリエーションで使用する材料費や遊具
計	680	

F 実費

紙おむつ	尿取りパット	紙パンツ	朝食	夕食	食事キャンセル料
150	80	200	330	500	利用予定日前日の17時以降から当日までに、家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1食ごとの実費分のキャンセル料をご請求させていただきます。

⑪・⑫ 通所の1日分利用料 = A + B + C + D + E + F

注) 予防通所リハビリテーションは月額(E・F以外)

⑬グループホームひだまりの家・入居

A 基本費用

(単位:円)

入居〔認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)〕						
	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	1486	1494	1564	1612	1644	1676
その他基本費用	2,155	2,194				
日額	3,641	3,688	3,758	3,806	3,838	3,870
月額(30日)	109,230	110,640	112,740	114,180	115,140	116,100

短期入所〔短期利用共同生活介護(介護予防含む)〕						
	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	1542	1550	1622	1670	1702	1734
その他基本費用	2,155	2,194				
日額	3,697	3,744	3,816	3,864	3,896	3,928

その他基本費用		日額		内容
		要支援	要介護	
加算	医療連携体制	—	39	「C」参照
	サービス提供体制強化(I)イ	18	18	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
	介護職員処遇改善(I)	※	※	※[A(サービス費のみ)+B+C]×11.1%=単位数
家賃		250		
光熱水費		617		
食費		1,270		短期入所(予防含)は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 350円・昼 450円・夕 350円・おやつ行事費 120円)
計		2,155	2,194	

B 個別的な対応による費用

入居	予防入居	短期	予防短期	加算	日額	内容
○	○	—	—	初期加算	60	入居日から30日以内の期間について加算
○	○	○	○	若年性認知症利用者受入	240	若年性認知症利用者に対して、利用者及び家族の希望を踏まえた介護サービスを提供
○	○	○	○	入院時費用	492	入院後3カ月以内に退院する入居者について退院後の受入体制を整えている
○	○	○	○	生活機能向上連携	400	訪問リハ・通所リハ事業所の専門職が共同でアセスメントを行い、計画作成担当者は生活機能向上の為の認知症対応型共同生活介護計画を作成する
○	○	○	○	口腔衛生管理体制	60	専門職が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行う
○	○	○	○	栄養スクリーニング	10	6カ月毎に栄養状態を確認し介護支援専門員と情報を共有
—	—	—	—	看取り介護	288	死亡日以前4日～30日
					1360	死亡日前日及び前々日
					2560	死亡日

C 施設状況に応じ算定となる加算 1

入居	予防入居	短期	予防短期	加算	日額	内容
○	—	○	—	医療連携体制	78	医療機関との契約により看護師を1名以上確保し24時間連絡体制をとり、入居者の重度化における対応の指針を定めて、説明・同意を得ているなど健康管理・医療連携を強化している
○	○	○	○	サービス提供体制強化(I)イ	36	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上

D 施設状況に応じ算定となる加算 2

入居	予防入居	短期	予防短期	加算	加算率	内容
○	○	○	○	介護職員処遇改善(I)	×11.1%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる[A(サービス費のみ)+B+C]×11.1%=単位数を加算

・入居：認知症対応型共同生活介護

・予防入居：介護予防認知症対応型共同生活介護

・短期：短期利用共同生活介護

・予防短期：介護予防短期利用共同生活介護

E 実費

※ 紙おむつ・尿取りパット・紙パンツについては持込可

紙おむつ	尿取りパット	紙パンツ	理髪料	カットのみ・顔そりのみ	*電化製品持込(1製品1日)
150	80	200	2,000	1,500	51

食事キャンセル料	前日の12時以降から当日までに、外出・外泊・家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1日分のキャンセル料をご請求させていただきます。
----------	--

⑬ 入居の1月分利用料 = A + B + E (短期入居は1日分)

⑭グループホームひだまりの家 ・ 通所

A 基本費用

(単位:円)

認知症対応型通所介護〔共用型〕(介護予防含む)							
利用時間	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2時間～3時間	309	326	333	345	357	368	381
3時間～4時間	490	518	528	548	566	584	604
4時間～5時間	514	542	552	574	592	612	632
5時間～6時間	818	864	882	912	946	978	1010
6時間～7時間	840	886	906	936	970	1002	1034
7時間～8時間	960	1016	1036	1074	1110	1146	1186
8時間～9時間	992	1048	1070	1108	1146	1184	1224
9時間～10時間	1092	1148	1170	1208	1246	1284	1324
10時間～11時間	1192	1248	1270	1308	1346	1384	1424
11時間～12時間	1292	1348	1370	1408	1446	1484	1524

※送迎を行わない場合は、片道につき47単位基本料金から引いた料金となります。

B 個別的な対応による費用

認介	予防	加算	日額	内容
○	○	入浴介助	50	入浴介助を行う
○	○	生活機能向上連携	200	多職種が共同して個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づき計画的に機能訓練を実施
○	○	若年性認知症利用者受入	60	若年性認知症利用者に対して適切なサービスを提供(利用者毎に担当者を決める)

C 施設状況に応じ算定となる加算 1

認介	予防	加算	日額	内容
○	○	サービス提供体制強化(I)イ	18	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上

D 施設状況に応じ算定となる加算 2

認介	予防	加算	加算率	内容
○	○	介護職員処遇改善(I)	×10.4%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる [A(サービス費のみ)+B+C]×10.4% = 単位数を加算

・認介 : 認知症対応型通所介護(共用型)

・予防 : 介護予防認知症対応型通所介護(共用型)

E その他

食費	570	昼食(おやつ含)
日常生活品費	50	石鹸・シャンプーなどの日用品
教養娯楽費	30	レクリエーションで使用する材料費や遊具
計	650	

F 実費

紙おむつ	尿取りパット	紙パンツ	朝食	夕食	食事キャンセル料
150	80	200	350	350	利用予定日前日の12時以降から当日までに、家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1食ごとの実費分のキャンセル料をご請求させていただきます。

※ 紙おむつ・尿取りパット・紙パンツについては持込可

$$\text{⑭ 通所の1日分利用料} = A + B + C + D + E + F$$

⑮有料老人ホーム

A 有料老人ホーム入居料 (「*」:内税)

(単位:円)

サニーハウス茅原	家賃(*個室料)			*光熱水費	*食費	*リネン代	*電化製品持込(1台)	1日計	
	A(2室)	B(8室)	C(8室)					A	B
日額	(1300)	(1100)	(1000)	200	1,210	60	(51)	A	2,770
月額(30日)	(39,000)	(33,000)	(30,000)	6,000	36,300	1,800	(1,530)	C	2,470

みつわ荘		家賃	*光熱水費	*食費	(*個室料)	*リネン代	(*電化製品持込 1製品につき)	合計
トイレ有居室	日額	1,100	309	1,210	全室個室の為無	60	(51)	2,679
	月額(30日)	33,000	9,270	36,300	—	1,800	(1,530)	80,370
トイレ無居室 (共用トイレ)	日額	1,100	309	1,210	全室個室の為無	60	(51)	2,679
	月額(30日)	33,000	9,270	36,300	—	1,800	(1,530)	80,370

共栄荘		家賃	*光熱水費	*食費	(*個室料)	*リネン代	(*電化製品持込 1製品につき)	合計
日額		800	206	1,210	(500)	60	(51)	2,276
月額(30日)		24,000	6,180	36,300	(15,000)	1,800	(1,530)	68,280

あじさいの家		家賃	*光熱水費	*食費	(*個室料)	*リネン代	(*電化製品持込 1製品につき)	合計
日額		1,100	309	1,210	全室個室の為無	60	(51)	2,679
月額(30日)		33,000	9,270	36,300	—	1,800	(1,530)	80,370

ライフサポートハウス千寿		家賃	*光熱水費	*食費	冬季暖房料 11月~4月のみ	*リネン代	電気水道料金	合計
日額		1,266	300	1,210	—	60	—	2,836
月額(30日)		38,000	9,000	36,300	3,000	1,800	(実費)	85,100

※()内の金額は合計に含まれておりません。

B 実費

	実費(外部委託)
*洗濯料金	
*理髪料	1,500
*理髪(カットのみ・顔そりのみ)	1,000
薬代	実費
通院費用	実費
おむつ代 ※おむつ類については持込可	実費

食費の内訳

	*朝食	*昼食	*夕食	日額
サニーハウス	324	356	530	1,210
みつわ荘	324	356	530	1,210
共栄荘	324	356	530	1,210
あじさいの家	324	356	530	1,210
千寿	324	356	530	1,210

食事キャンセル料	前日の17時以降から当日までに、外出・外泊・家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1食ごとの実費分のキャンセル料をご請求させていただきます。
----------	---

⑮ 1月分利用料 = A + B + C 居宅サービス利用料

<参考>

ホーム名	A 入居料(月額)	C 居宅サービス利用料		1月分利用料合計		
		※介護区分支給限度額相当		個室A	個室B	個室C
サニーハウス茅原	A 83,100 B 77,100 C 74,100	要介護1	33,384	116,484	110,484	107,484
		要介護2	39,232	122,332	113,332	113,332
		要介護3	53,862	136,962	53,862	127,962
		要介護4	61,612	144,712	61,612	135,712
		要介護5	72,130	155,230	72,130	146,230
みつわ荘 (トイレ有の場合)	80,370	要介護1	33,384		113,754	
		要介護2	39,232		119,602	
		要介護3	53,862		134,232	
		要介護4	61,612		141,982	
		要介護5	72,130		152,500	
共栄荘	68,280	要介護1	33,384		101,664	
		要介護2	39,232		107,512	
		要介護3	53,862		122,142	
		要介護4	61,612		129,892	
		要介護5	72,130		140,410	
あじさいの家	80,370	要介護1	33,384		113,754	
		要介護2	39,232		119,602	
		要介護3	53,862		134,232	
		要介護4	61,612		141,982	
		要介護5	72,130		152,500	
ライフサポートハウス 千寿	85,100	要介護1	33,384		118,484	
		要介護2	39,232		124,332	
		要介護3	53,862		138,962	
		要介護4	61,612		146,712	
		要介護5	72,130		157,230	

⑯のぞみの園訪問介護サービス

A 基本費用

(単位:円)

訪問介護費 (日額)			
身体介護	20分未満	165	利用者の体に直接接触して行う介助(そのために必要な準備・後始末を含む)や利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上などのための介助を行う(排泄・食事介助・清拭・入浴・身体整容・体位変換・移動・移乗介助・外出介助・起床・就寝介助・服薬介助・自立支援のための見守りの援助など)
	20分～30分 ①	248	
	30分～1時間 ②	394	
	1時間以上 ③	575	
	以降30分毎	+ 83	
生活援助	20分～45分	181	身体介護以外の調理、洗濯、掃除等の日常生活援助、利用者が単身、家族が障害・疾病のため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行う(掃除・洗濯・ベッドメイク・衣類整理・被服補修・調理・配下膳・買い物・薬の受け取りなど)
	45分以上	223	
(身体介護①～③) + 生活援助	+ 20分以上	66	身体介護①～③いずれかを行った後に引き続き生活援助を行う
	+ 45分以上	132	
	+ 70分以上	198 (限度)	
2人訪問介護員等提供		所定単位数×2	同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に提供
早 朝		所定単位数 ×1.25	6:00～8:00に提供
夜 間			18:00～22:00に提供
深 夜			22:00～6:00に提供
通院等乗降介助		98	通院等のため、介護員等が自らの運転する車両への乗降介助を行い、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院・外出先での受診手続きや移動等の介助を行う(1回につき)

介護予防訪問介護費 (月額)			
介護予防訪問介護(Ⅰ)	1,168	要支援1・2	1週間に1回程度
介護予防訪問介護(Ⅱ)	2,335	要支援1・2	1週間に2回程度
介護予防訪問介護(Ⅲ)	3,704	要支援2	1週間に2回以上

B 個別的な対応による費用

訪問	予防	加 算	日 額	内 容
○	○	初 回	200(月額)	新規に訪問介護計画を作成し、初回提供月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は訪問介護員が提供の際に同行
○	—	緊急時訪問介護	100	利用者や家族からの要請に基づき、指定訪問介護を緊急に提供
—	—	生活機能向上連携(Ⅰ)	100/月	訪問リハ・通所リハ事業所の専門職による助言を得て訪問介護計画を作成し助言を行う。※初回月以降3月算定
—	—	生活機能向上連携(Ⅱ)	200/月	訪問リハ・通所リハ事業所の専門職とサービス提供責任者が同行訪問し共同評価を行い訪問介護計画を作成し計画に基づいた訪問介護を行う。※初回月以降3月算定

C 事業所状況に応じ算定となる加算 1

訪問	予防	加 算	日 額	内 容
○	—	特定事業所(Ⅰ)	所定単位数×20%	職員研修、人材・人員体制、重度利用者数の要件を全て満たしている
×	—	特定事業所(Ⅱ)	所定単位数×10%	職員研修、人材・人員体制の要件を満たしている
×	—	特定事業所(Ⅲ)	所定単位数×10%	職員研修、重度利用者数の要件を満たしている

D 事業所状況に応じ算定となる加算 2

訪問	予防	加 算	加算率	内 容
○	○	介護職員処遇改善(Ⅰ)	×13.7%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる(A+B+C)×13.7% = 単位数 を加算

$$\text{⑯ 訪問介護サービス1日分利用料} = A + B + C + D$$

⑰福祉有償運送

(単位:円)

*福祉有償運送	走行1km毎	103	利用条件:通院等乗降介助の移送や訪問介護員付き添いによる移送等、当法人の介護保険サービスと関連がある 利用対象者: 要支援・要介護認定を受けている方 実施区域: 鶴岡市・三川町 ※ストレッチャー・車椅子の対応可
---------	--------	-----	--

⑱訪問リハビリテーションのぞみ・訪問リハビリテーションちわら

(単位:円)

訪問	予防	A 訪問リハビリテーション費	日額	内容
○	○	訪問リハビリテーション	580/回	通院が困難な利用者に対し、理学療法士、作業療法士等のリハビリスタッフが、計画的な医学的管理を行って

B 個別的な対応による費用

○	—	リハビリテーションマネジメント(Ⅰ)	460/月	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理
○	—	リハビリテーションマネジメント(Ⅱ)	560/月	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し利用者を対象としたリハビリテーション会議を定期に開催(リハビリ職員が計画書の説明を行う場合)
○	—	リハビリテーションマネジメント(Ⅲ)	640/月	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し利用者を対象としたリハビリテーション会議を定期に開催(医師が計画書の説明を行う場合)
○	—	リハビリテーションマネジメント(Ⅳ)	840/月	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し利用者を対象としたリハビリテーション会議を定期に開催(医師が計画書の説明を行いVISITを活用する場合)
○	○	短期集中リハビリテーション	400	退院(所)日又は認定日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施
—	○	リハビリテーションマネジメント	460/月	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し利用者を対象としたリハビリテーション会議を定期に開催
○	—	社会参加支援加算	34	利用者の社会参加に資する取り組み等への移行割合が一定以上となった場合

C 施設状況に応じ算定となる加算

○	○	サービス提供体制強化	12	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上在職しているため
---	---	------------	----	--

D 実費

交通費	1km	26	起点から訪問先までの片道走行距離が10kmを越える場合、越えたキロ数に応じて発生。(片道走行距離km-10km)×2(往復分)×26円 ※端数切捨
-----	-----	----	---

⑲茅原クリニック 訪問看護・居宅療養管理指導

A 訪問看護費		日額	内容	
20分未満	看護師	526	通院が困難な利用者に対して、主治医の指示に基づき、看護師、准看護師が訪問看護提供	
	准看	473		
30分未満	看護師	792		
	准看	713		
30分～1時間	看護師	1138		
	准看	1024		
1時間～1時間30分	看護師	1672		
	准看	1505		
早朝		所定単位数		6:00～8:00に提供
夜間		×1.25		18:00～22:00に提供
深夜		所定単位数×1.5	22:00～6:00に提供	
複数名 訪問看護Ⅰ	30分未満	508	同時に2人の看護師が1人の利用者に提供	
	30分以上	804		
複数名 訪問看護Ⅱ	30分未満	402	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に提供	
	30分以上	634		
長時間訪問看護		600	特別な管理を必要とする利用者に対して、A時間提供から引き続き訪問看護を行う	

B 個別的な対応による費用

特別管理(Ⅰ)	1,000/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う
特別管理(Ⅱ)	500/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う
ターミナルケア	4,000	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
初回加算	600/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合
退院時共同指導	1,200	病院、老健に入院中若しくは入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合
看護・介護職員連携強化	500	訪問看護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行う(1月1回限り)

C 施設状況に応じ算定となる加算

緊急時訪問看護	630/月	利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制である
サービス提供体制強化	12	人員体制及び研修を定期開催している

D 居宅療養管理指導

居宅療養 管理指導(Ⅰ)	1014	月2回	同一建物居住者以外に対して行う	在宅の利用者の医師が同一日に訪問診療・往診・居宅療養管理指導を行う場合の利用者又は在宅利用者が通院が困難なものに対して居宅療養管理指導事業所の医師が訪問し、介護支援専門員に情報提供若しくは利用者等に指導及び助言を行う
	966	月2回	同一建物居住者に対して行う	
	884	月2回	同一建物居住者に対して行う	
居宅療養 管理指導(Ⅱ)	588	月2回	同一建物居住者以外に対して行う	
	568	月2回	同一建物居住者に対して行う	
	520	月2回	同一建物居住者に対して行う	

⑳安らぎケアちわら・定期巡回随時対応型訪問介護看護

A 基本費用

(単位:円)

定期巡回随時対応型訪問介護看護費 (月額)			通所利用時の調整 (1日につき)	内容
定期巡回 随時対応型 訪問介護看護 (Ⅱ)	要介護1	11,332	-124	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を連携して提供し、定期巡回と随時の対応を行う
	要介護2	20,228	-222	
	要介護3	33,586	-368	
	要介護4	42,484	-466	
	要介護5	51,380	-562	

B 個別的な対応による費用

加算	日額	内容
初期加算	60(1日につき)	利用開始日から30日以内の期間について加算。
生活機能向上連携(Ⅰ)	200/月	訪問リハ・通所リハ事業所の専門職による助言を得て定期巡回計画を作成し、助言を行う。 ※初回月以降3月算定
生活機能向上連携(Ⅱ)	400/月	訪問リハ・通所リハ事業所の専門職が共同でアセスメントを行い定期巡回計画を作成する。 ※初回月以降3月算定

C 施設状況に応じ算定となる加算

サービス提供体制強化	1280	全ての従業者に対し研修計画を作成・実施し、定期的に会議を開催し、全従業者に対し健康診断を定期的実施。介護福祉士等の割合が規定以上。
------------	------	---

D 事業所状況に応じ算定となる加算

加算	加算率	内容
介護職員処遇改善(Ⅰ)	× 13.7%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる (A + B + C) × 13.7% = 単位数 を加算